

予算のお知らせ

去る2月17日に健保理事会が、
23日に健保組合会が開催され、23年度の予算が決定しましたので、
被保険者のみなさまにご説明いたします。

健康保険

●健康保険財政のしくみ

健保組合は、被保険者と勤務先が支払う保険料を主な収入（収入の92.2%）として、大きく分けて3つの事業を行っています。

①医療給付を中心とした保険給付費（支出の49.8%）

法定給付費のほか、京成健保独自の付加給付金として、一部負担還元金・合算高額療養付加金・家族療養付加金等の付加金を支給します。

予算の基礎数値（健康保険）

■被保険者数	7,870人
■平均標準報酬月額	382,850円
■平均賞与月数	2.47月
■平均年齢	44.36歳
■扶養率	1.05人

②高齢者医療支援の納付金（支出の39%）

- ・前期高齢者のための拠出金
- ・後期高齢者医療制度支援納付金
- ・旧退職者給付経過措置分の3種類

③特定健診特定保健指導等の保健事業費（支出の4.7%）

20年度より開始の40歳以上の被保険者被扶養者を対象とした特定健診特定保健指導の健診費用・指導費用を支出し、健診受診率・指導実施率・メタボリック減少率の向上を目指しております。

その他、従来より行っている「勤務先が実施する集団検診と同時に胃ガン検査・超音波検査・肝炎検査」さらに大腸ガン検査等を実施するほか、人間ドック・脳ドック補助、インフルエンザ予防接種補助、24時間無料電話健康相談を行います。また、健保直営の伊東・湯桧曾・箱根の3保養所、通年・冬季の契約保健施設（ラフォーレ倶楽部他7ヶ

所)の提供、被保険者および配偶者の第1子誕生より1年間、育児雑誌「赤ちゃん和妈妈」の無料送付を行います。

この3事業のうち、保健事業の質を高め、被保険者および被扶養者の健康増進を図ることが健保組合の使命と考えております。保健事業の充実により結果として、「1の保険給付」「2の納付金」の削減を図ることができます。

●健康保険料収入不足の対応

健保財政は、保険料収入から上記の3つの事業を実施するための支出を行っており、収入が不足する場合、過去の年度収支の黒字分を積み立てた別途積立金から不足額を補填してきました。23年度は、別途積立金から2億2千万円（収入の5.3%）の取り崩しを予定しております。

●保険料率について

料率は昨年度と同一で、被保険者34.5/1000、事業主53.5/1000、合計88/1000です。

●今後の見通し

健保組合の運営は法律や政策によるところが大きく、自由度は多くありません。また、政権交代後も、22年度において厚生労働省は国費で負担すべき費用の健保組合への肩代わり策を強化しており、結果として、健保組合の負担

は増加し、健保運営の困難さは増大を続けております。

さらに、20年度に導入した高齢者医療制度が25年度に変更になる計画があるなど、医療保険制度に関しては年々見通しが厳しくなっております。

このような状況の中、健保としては費用の見直しを図るなど、現行の健保組合制度を維持し「被保険者の健康増進と医療費の相互扶助の実践」を継続していくため、努力をしていきます。皆様のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

介護保険について

●介護保険料を13.0%に変更

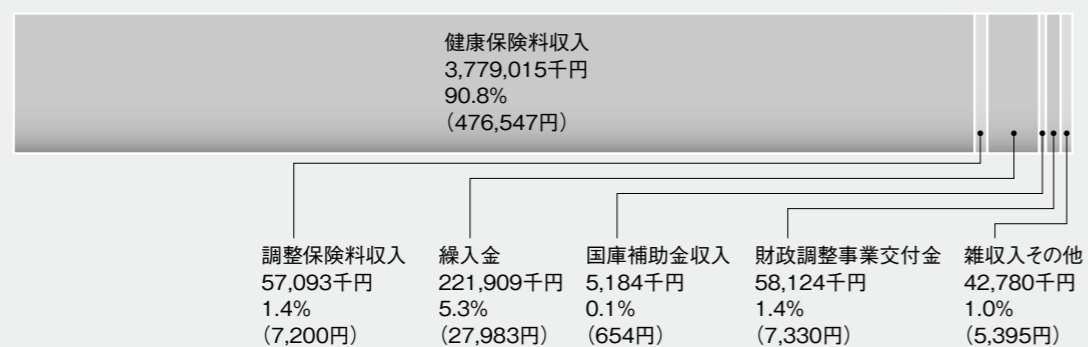
介護保険は、国の指示してきた介護納付金を、40歳以上64歳までの被保険者と勤め先の事業主が分担して介護保険料として支払うものです。昨22年度納付額は前年度より約2千6百万円増となり、保険料収入だけでは納付金を支払えなかったため、不足分2千2百万円は介護準備金を取り崩して収入に繰り入れました。23年度納付額は、さらに約2千万円増となり、介護準備金の取り崩しだけでは不足するため、従来10.9%の保険料率を2.1%増加し13.0%とし、被保険者・事業主の負担割合は折半となりますので、それぞれ6.5%となります。

健康保険

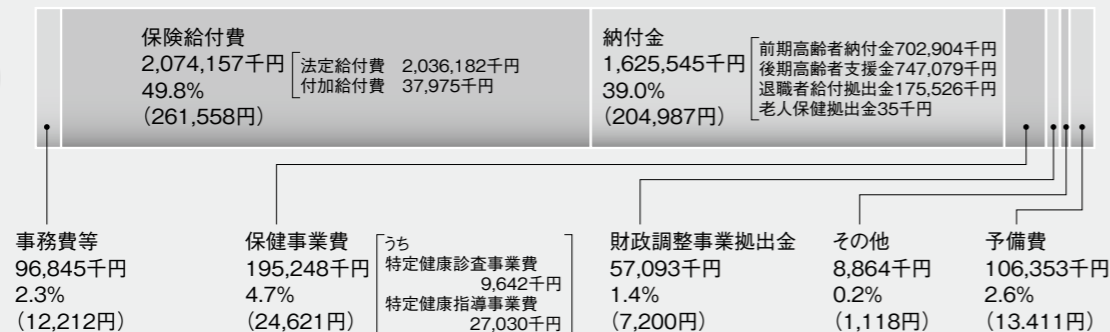
平成23年度収入支出予算 ※()内は被保険者1人あたり

予算額 4,164,105千円

収入



支出



介護保険料率を改定します

10.9 / 1000 → 13.0 / 1000

新料率の負担割合

被保険者 6.5 / 1000

事業主 6.5 / 1000

改定日 平成23年3月1日

介護保険

平成23年度収入支出予算

予算額 378,140千円

収入



支出

